

フットサル選手の登録と移籍等に関する規則 新旧対照表

現 行	改 正	備 考
<p>フットサル選手の登録と移籍等に関する規則</p> <p>第7条 <u>〔プロ選手契約の原則〕</u></p> <p><u>プロ選手及び当該選手と契約を締結するチームは、選手契約に関して、次の各号の原則を守らなければならない。</u></p> <p><u>(1) 契約は尊重されなければならない。</u></p> <p><u>(2) 契約は正当事由がある場合には、解除することができる。</u></p> <p><u>(3) 契約はシーズン中において一方的に解除することができない。</u></p> <p><u>(4) 正当事由のない契約の解除の場合、損害賠償が支払われるべきであり、かかる損害賠償は当該契約において予め規定することができる。</u></p> <p><u>(5) 正当事由のない契約の解除の場合、違反当事者に対して、懲罰を科することができるものとする。</u></p> <p>第8条 <u>〔プロ選手契約における特別規定〕</u></p> <p><u>1. 契約の最長期間は5年間とする。ただし、18歳未満の選手は最長3年間とする。</u></p> <p><u>2. 契約の最短期間は原則として、当該契約の効力発生日からシーズン（第12条に定義される）終了時までとする。</u></p> <p><u>3. 契約の効力は、医学上の検査が良好であること、又は、査証等選手の就業に関する行政による認可の可否を条件としてはならない。</u></p>	<p>フットサル選手の登録と移籍等に関する規則</p> <p>第7条 <u>(削除)</u></p> <p>第8条 <u>(削除)</u></p>	<p>プロ選手規則(1-2③)へ移動のため削除</p> <p>プロフットサル規則と重複のため削除</p>

4. プロ選手は、同一期間について二つ以上の契約を締結してはならない。

5. いかなるチームも、その契約の相手方又は第三者に対して、選手の役務提供若しくは移籍に関連する事項又はチームの独立性、方針若しくは運営に関連する事項に影響を及ぼす力を付与する条項を含む契約を締結してはならない。

第11条 〔登録有効期間〕

1. 前条に基づく登録の有効期間は、チーム及び所属選手は毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間（以下「登録年度」という）とする。
2. 登録年度の途中で行った登録（追加、変更等一切の場合を含む）については当該登録を行った日の属する登録年度が終了するまで有効とする。
3. 契約の終了その他の事由により、登録を申請した加盟チームと登録選手との間の所属関係が消滅したときは、前2項による登録の有効期間中であっても、その登録は失効するものとする。

第12条 〔シーズン〕

1. シーズンは、各チームが属するリーグの最初の公式試合の日から、最終の公式試合の日までの期間とする。
2. 選手は、1つのシーズン期間中につき、最大3つのチーム

第11条 〔登録年度（年度）〕

1. 前条に基づく登録の有効期間は、チーム及び所属選手は毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間（以下「登録年度」という）とする。
2. 登録年度の途中で行った登録（追加、変更等一切の場合を含む）については当該登録を行った日の属する登録年度が終了するまで有効とする。
3. 契約の終了その他の事由により、登録を申請した加盟チームと登録選手との間の所属関係が消滅したときは、前2項による登録の有効期間中であっても、その登録は失効するものとする。

4. 選手は、1つの登録年度中につき、最大3つのチームに登録することができる。この期間中、選手は、最大2チーム（2020年度及び2021年度については新型コロナウイルス感染症禍の例外として最大3チーム）のために公式試合に出場する資格を有する。

5. 選手は、同期間中に同じ国内選手権（リーグ戦は除く）又はカップ戦において2チーム以上のために公式試合に出場してはならず、個々の競技会規則を遵守しなければならない。

第12条 （削除）

適正化

第12条2項より移動
同時に、FIFA規則第5条4-i（コロナ禍による影響を考慮した例外規定）を規定

第12条3項より移動

適正化

第11条4項へ移動

2021.3.11

(決議) 資料 2 ⑤

に登録することができる。この期間中、選手は、最大2チームのために公式試合に出場する資格を有する。

3. 選手は、同期間中に同じ国内選手権（リーグ戦は除く）又はカップ戦において2チーム以上のために公式試合に出場してはならず、個々の競技会規則を遵守しなければならない。

[改正]

[改正]

2021年 3月11日

第11条5項へ移動